

領 収 書

141-0021
品川区上大崎
2-13-30 oak meguro 3階

株式会社SynaBiz
リバリュース事業部
執行役員 藤井厚 様

寄付金控除の申告には、認定NPO法人としての認定の証しをかねているこの領収書をお使いください。

支援者番号：806063

発行番号：19A0101280

発行日：2019年01月31日

受領金額合計 金51,107円也

上記の通り特定非営利活動に係る事業に対する寄付金として領収致しました。

上記の金額は、租税特別措置法第41条の18の2第1項及び同法第66条の11の2第2項並びに同法第70条第10項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明します。人道的緊急医療援助活動の資金として使用します。

■ 寄付明細 ■

寄付金受領日	受領金額
2019年1月25日	51,107円



特定非営利活動法人国境なき医師団日本（認定NPO法人）
東京都新宿区馬場下町1-1 FORECAST早稲田FIRST 3F
認定通知書番号：30生都管第960号
認定年月日：平成30年11月21日



キリトリ

寄付金控除に関するお知らせ

《<http://www.msf.or.jp/donate/kojo.html>》

国境なき医師団日本（認定NPO法人）への寄付金は申告により、所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。確定申告時に上記領収書を添付しご申請ください。

■ 個人による寄付

個人による寄付金は、「所得控除」か「税額控除」のいずれか有利な方を選択できます。ご申告の際には最寄りの税務署にご相談の上、ご自身にとって有利な方を選択してください。住民税からの控除については各自自治体の条例により異なります。自治体または税務署へお尋ねください。※弊団では個別のアドバイスは致しかねますのでご了承ください。

■ 法人による寄付

法人が認定NPO法人に対して支出した寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

控除を受けるための手続き

所轄税務署にて確定申告を行ってください。年末調整では申告することはできません。

確定申告の際は弊団が発行したこの領収書を添付し申告してください。弊団への寄付は認定NPO法人への寄付です。

領収書に関するお知らせ

《<http://www.msf.or.jp/donate/ryosyu.html>》

「毎月の寄付」の領収書は1年分をまとめてお送り致しております。

「今回の寄付」の領収書はその都度お送り致しております。

- ① 「今回の寄付」を年に複数回される場合、1年間分の「今回の寄付」を1枚にまとめて翌年の1月下旬までにお送りすることが可能です。下記までお知らせください。ただし、すでに領収書発行済みの寄付に関しては対象外となります。
- ② 領収書発行後の宛名変更は原則として承れません。
- ③ クレジットカード寄付の場合、領収書に記載される受領日はカード会社から弊団への入金日であるため、カードご利用日（ご請求日）の翌月以降となります。受領日の変更は承れませんのでご了承ください。

寄付金の使途について： 皆様からの寄付金は、国境なき医師団が世界各地で行うあらゆる医療・人道援助活動費、ならびにそれらを支える広報・募金活動費、運営管理費に充てられます。弊団が指定する特定の使途に対する寄付金は、該当の緊急援助活動に優先的に充てられます。なお、指定された緊急援助活動に必要な資金を上回るご協力をいただいた場合、他の緊急援助活動に充てられる場合もございますのでご了承ください。

個人情報について： お寄せいただいた住所などの情報は、個人情報に関する法令を遵守の上、厳正に管理し、国境なき医師団日本からの案内や領収書発行以外の目的で使用することはありません。

お問い合わせの際には、支援者番号をお知らせください。※2018年1月より受付時間を下記のように変更致しました。

電話：0120-999-199（平日9:00～18:00、土日祝日・年末年始休業／通話料無料）ウェブ：www.msf.or.jp